



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年7月17日（金） 第9817号

目次

ページ

告 示

- と畜場法施行規則第17条に規定する検印に付すると畜場番号の告示の一部改正（食品・生活衛生課） 2
- 道路の区域変更（道路管理課） 2
- 道路の供用開始（同） 2

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請（県民活動支援・広聴課） 3
- 同 3
- 開発工事の完了（建築課） 3
- 道路位置の指定（同） 4

選挙管理委員会告示

- 政治団体の名称等 4
- 政治団体の異動事項 5
- 政治団体の解散届出 6
- 資金管理団体の名称等 7
- 資金管理団体の指定の取消し等 7

公安委員会規則

- 群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通企画課） 7

病院管理規程

- 群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（総務課） 9

入札公告

- 一般競争入札の実施（会計管理課） 10

■ 告 示

◎群馬県告示第191号

と畜場法施行規則第17条に規定する検印に付すると畜場番号の告示（昭和56年群馬県告示第310号）の一部を次のように改正し、令和2年5月30日から適用する。

令和2年7月17日

群馬県知事 山本 一 太

「藤岡ミートセンター 6」を削る。

◎群馬県告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月17日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	足利千代田線	邑楽郡千代田町大字新福寺字中道下109番の2地先から同郡同町大字舞木字早渡1475番の1地先まで	前	6.2～18.6	547.6
			後	7.9～14.2	547.6

◎群馬県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月17日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	足利千代田線	邑楽郡千代田町大字新福寺字中道下109番の2地先から同郡同町大字舞木字早渡1475番の1地先まで	令和2年7月17日

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活こども部県民活動支援・広聴課において縦覧に供する。

令和2年7月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和2年7月6日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本健康美容協会
- 3 代表者の氏名 須藤真奈
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市井野町字天水1016番地1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域・社会の文化的生活の向上を図るため、地域環境保全活動と健康日本21の支援を推進し、美と健康をテーマに、講演セミナー活動と、健康美容カウンセラーの育成、健康美容サロンの推進、高齢者、要介護者に対して訪問理美容サービス事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活こども部県民活動支援・広聴課において縦覧に供する。

令和2年7月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和2年7月7日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人エンパワメントぐんま
- 3 代表者の氏名 星野三智保
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市亀泉町52番地4
- 5 定款に記載された目的 この法人は、社会に広く存在する子どもと女性に対する人権侵害の根絶をめざし、広く人権意識の向上を図り、子どもと女性を取り巻く環境を改善し、さまざまな暴力防止活動を行う。また、被害者支援と支援に関わる専門職・ボランティア等の養成、加害者のケア等を行うことで、支援のネットワークに関する事業を行い、以ってすべての人が安心して自信をもって自由に暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和2年7月17日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字中野字横町4615-1、4615-4、4615-5	邑楽郡邑楽町大字中野4567番地 有限会社恩田 代表取締役 恩田文夫

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和2年7月17日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字大久保字駒寄2363-2、2363-19、2363-20	延長 幅員 41.03 6.02	群馬県指令前土第304-7号 令和2年6月11日
2	同	北群馬郡吉岡町大字大久保字不動久保1996-3	延長 幅員 94.57 5.00	群馬県指令前土第304-8号 令和2年6月23日
3	同	北群馬郡吉岡町大字北下字山下375-4	延長 幅員 63.95 6.00	群馬県指令前土第304-10号 令和2年6月26日
4	同	北群馬郡吉岡町大字大久保3356-4	延長 幅員 76.24 5.00	群馬県指令前土第304-11号 令和2年6月26日

**■ 選挙管理委員会告示**

◎群馬県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和2年7月17日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下 智 満

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地

	届出年月日		
小川栄治後援会	小川栄治	田部井潤	前橋市上小出町1-4-7
	令和2年6月22日		
共榮会	田部井潤	新井道夫	前橋市上小出町1-4-7
	令和2年6月22日		
地域政策研究会	新井道夫	田部井潤	伊勢崎市間野谷町665
	令和2年6月22日		
藤生浩二後援会	藤生浩二	新井道夫	伊勢崎市間野谷町665
	令和2年6月22日		
森田たかゆき後援会	福田安雄	森田貴行	沼田市東倉内町277
	令和2年6月11日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和2年7月17日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党群馬県支部連合会	会計責任者の氏名	橋爪洋介	久保田順一郎	令和2年5月18日
立憲民主党群馬県連合	会計責任者の氏名	神谷大輔	石川眞男	令和2年5月31日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
からさわ弘後援会	代表者の氏名	唐澤修子	唐澤弘	令和2年5月12日
高崎市医師連盟	代表者の氏名	岡本克実	有賀長規	令和2年6月26日
	会計責任者の氏名	森田英樹	岡本克実	令和2年6月26日
地域政策研究会	会計責任者の氏名	田部井潤	新井利榮	平成30年

	氏名			12月23日
中村和正後援会	会計責任者の氏名	中村幸太郎	中村幸弘	令和2年3月1日
日本薬業政治連盟群馬県支部	主たる事務所の所在地	前橋市元総社町1237-5	高崎市上並榎町378	令和2年6月1日
	代表者の氏名	杉本知広	石崎隆広	令和2年6月1日
八長孝之後援会	会計責任者の氏名	八長孝之	七島良行	令和2年6月23日
宮永万里子後援会	会計責任者の氏名	宮永忠臣	小屋原久義	令和2年4月1日

◎群馬県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和2年7月17日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
明日をつくる女性の会	六本木清子	令和2年5月31日
今泉まさし後援会	今泉公志	平成31年4月30日
内田栄次後援会	内田栄次	令和2年3月31日
からさわ弘後援会	唐澤修子	令和2年5月12日
小滝芳江と一緒に桐生を考える会	小滝芳江	令和元年12月31日
坂井孝次後援会	大野敏夫	平成31年3月31日
新水月会	石坂俊樹	平成30年12月31日
園田恵一後援会	園田恵一	平成31年3月30日
地域政策研究会	新井道夫	令和2年6月22日
藤生浩二後援会	藤生浩二	令和2年6月22日
森山たかひろ後援会	森山享大	令和元年5月2日

◎群馬県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和2年7月17日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
藤生浩二	伊勢崎市議会議員	藤生浩二後援会	伊勢崎市間野谷町665	令和2年6月22日

◎群馬県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和2年7月17日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
唐澤修子	からさわ弘後援会	令和2年5月12日
石坂俊樹	新水月会	平成30年12月31日
今泉公志	今泉まさし後援会	平成31年4月30日
小滝芳江	小滝芳江と一緒に桐生を考える会	令和元年12月31日
藤生浩二	藤生浩二後援会	令和2年6月22日
森山享大	森山たかひろ後援会	令和元年5月2日

■ 公安委員会規則

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月17日

群馬県公安委員会委員長 石田弘義

群馬県公安委員会規則第5号

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

群馬県道路交通法施行細則（昭和54年群馬県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第23条第1号ア(7)中「幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）」を「小学校就学の始期に達するまでの者」に改め、同号ア(4)中「が幼児」を「が小学校就学の始期に達するまでの者」に改め、同号ア(5)中「に幼児」を「に小学校就学の始期に達するまでの者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## ■ 病院管理規程

群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年七月十七日

群馬県知事 山本 一太

## 群馬県病院管理規程第八号

## 群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和二年群馬県病院管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び三項を加える。

（感染症特定業務手当）

7 当分の間、病院局会計年度任用職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定するものをいう。）のまん延の防止のために行う業務で知事が別に定めるものに従事したときは、条例第二十六条第二項に規定する特殊勤務手当として、感染症特定業務手当を支給する。

8 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき四千円の範囲内で知事が定める額とする。

9 同一の日において、二以上の附則第七項の業務に従事した場合は、最も高い手当の額の一の業務に係る感染症特定業務手当を支給する。

附則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の附則第七項から第九項までの規定は、令和二年四月一日から適用する。

## ■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和2年7月17日

群馬県知事 山本 一 太

### 1 調達内容

#### (1) 購入物品、数量及び納入場所

番号	購入物品	数量	納入場所
ア	ロータリ除雪車（11t+100PS級、サイドスライドアングリング）	1台	沼田土木事務所 水上事業所 利根郡みなかみ町小日向416
イ	凍結防止剤散布車（乾式、4t級、プラウ付、4×4）	2台	中之条土木事務所 長野原事業所 吾妻郡長野原町長野原1003 中之条土木事務所 三原事業所 吾妻郡嬭恋村三原876-9

(2) 購入物品の特質等 詳細は、入札説明書による。

#### (3) 納入期限

番号	購入物品	納入期限
ア	ロータリ除雪車（11t+100PS級、サイドスライドアングリング）	令和3年3月24日
イ	凍結防止剤散布車（乾式、4t級、プラウ付、4×4）	令和3年3月24日

(4) 入札方法 上記(1)ア及びイの物品をそれぞれ入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和2・3年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であり、かつ、資格者名簿において等級格付区分がAの者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和2年8月5日（水）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月19日（水）までに資格者名簿に登載され、かつ、等級格付区分がAであることが確認できた者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (6) 当該調達物品又はこれと類似する物品について、相当期間の生産実績又は販売実績を有することを証明した者であること。
- (7) 当該調達物品に係るアフターサービス、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に行い得ることを証明した者であること。
- (8) 県が指定する場所で行う検査の立ち会いに応じられる者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県会計局会計管理課契約調達係 担当 白岩光司 電話027-226-3820 (ダイヤルイン)
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>) による。  
なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。
- (3) 入札説明書の交付期間 令和2年7月17日(金)から同年8月19日(水)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号)第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札及び開札の日時

番号	購入物品	日時
ア	ロータリ除雪車(11t+100PS級、サイドスライドアングリング)	令和2年8月27日午前11時00分
イ	凍結防止剤散布車(乾式、4t級、ブラウ付、4×4)	令和2年8月27日午前11時20分

- (5) 入札及び開札の場所 群馬県庁23階231会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、令和2年8月26日(水)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県会計局会計管理課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「〇〇(購入物品名)一般競争入札書在中」と朱書きすること。)

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書、消費税及び地方消費税等に関する課税(免税)事業者届出書、当該調達物品又はこれと類似する物品について相当期間の生産実績又は販売実績を有することを証明する書類及び当該調達物品に係るアフターサービス、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に行い得ることを証明する書類を令和2年8月19日(水)までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、県から交付される仕様書に基づく当該調達物品の製作仕様書等の図書を作成し、これを令和2年8月19日（水）までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。提出された製作仕様書等の図書は、県において技術審査するものとし、入札説明書に示す仕様書に照らし採用し得ると判断した製作仕様書等の図書を添付した者の入札書のみを落札決定の対象とする。また、製作仕様書等の図書を提出した者は、開札日の前日までに県に説明し、県との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は提出した図書の内容の変更に応ずべきものとする。説明及び協議の義務を履行しない者並びに製作仕様書等の変更に応じない者の入札書は、落札決定の対象としない。

(4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Ichita Yamamoto, Governor of Gunma Prefecture

(2) Bidding details are as follows:

	Products to be purchased	Quantity	Date & time of bidding
i	Rotary Snowplow (11 ton+100PS class, with side slide-angling)	1	11:00 a.m. August 27, 2020
ii	Antifreeze-Spraying Vehicle (dry, 4-ton-class, with plow, four-wheel drive)	2	11:20 a.m. August 27, 2020

(3) Delivery period:

	Products to be purchased	Delivery period
i	Rotary Snowplow (11 ton+100PS class, with side slide-angling)	March 24, 2021
ii	Antifreeze-Spraying Vehicle (dry, 4-ton-class, with plow, four-wheel drive)	March 24, 2021

(4) Contact point for the notice: Kouji Shiraiwa, Contract and Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Gunma Prefectural Government 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, Tel: 027-226-3820 (Japanese language only)

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---